

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、設備工事作業員として就労していたが、退職後の平成〇年〇月〇日、自殺しているところを発見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日

額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労基法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、給付基礎日額の算定に当たり、監督署長が職務手当を時間外労働、休日労働及び深夜労働（以下「時間外労働等」という。）に対する割増賃金の定額支給分とみるべき要件を満たしていないにもかかわらず、定額支給分と判断した結果、当該手当を時間外労働等に対する割増賃金額算定の基礎となる賃金に加算していない旨主張しているので、以下検討する。

(3) ところで、時間外労働等に対する割増賃金の定額支給が適法なものとして認められるためには、支払額が労基法所定の計算による額を下回らないことが必要不可欠であり、これを担保するために、基本給や手当に含まれる時間外労働等に対する割増賃金額を明確にした上で、それが何時間分の時間外労働等に当たるのかを就業規則等に明示し、さらに、実際の時間外労働等の時間が賃金や手当に含まれる時間を超える場合には、その差額を支払うことを就業規則等に明らかにすることが必要である。

(4) そこで、本件についてみると、以下のとおりである。

ア 会社の賃金規程第2条によると、時間外労働等に係る割増賃金とは別に諸手当が設けられ、諸手当の1つとして本件職務手当が位置付けられていると

ころ、同規程第10条第3項には、「時間外勤務割増賃金、休日勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金は職務手当に含むものとし、職務手当充当後差額が出た場合には清算し支払うものとする。」と規定されている。同規程には本件職務手当の定義はないが、同項は、その規定文言に鑑みると、時間外労働等に対する割増賃金の定額支給分について定めたものとも思われる。

この点、C経理部長は、電話聴取書において、要旨、①本件職務手当（月額〇円）は、その全額が定額時間外手当（〇時間相当の割増賃金）となっていること、②時間外労働時間が、〇時間を超えた場合は、その差額を精算支給し、〇時間に満たない場合であっても減額しないこと、③上記①及び②については、従業員に対し、口頭ではあるが、雇入れ時に必ず説明していること、④「〇時間」という時間数は、繁忙期における時間外労働時間（最長）を想定していること、及び、⑤被災者の時間外労働時間が〇時間を超えた月については、精算し、追加支給したことなどを述べている。

イ 本件職務手当と被災者の時間外労働等の割増賃金について

賃金台帳をみると、算定期間である平成〇年〇月から同年〇月の3か月間において、被災者に対し一律月額〇円の本件職務手当が支給されていることが認められる。C経理部長は、本件職務手当について「〇時間相当」と述べ、その根拠については、繁忙期の最長の時間外労働時間を想定している旨述べているが、被災者の賃金台帳には、本件職務手当の額が記載されているのみで、各月の時間外労働等の内訳及びその各時間数は何ら記載されていない。また、その他一件記録を精査するも、現場作業報告書から、被災者の始業時刻や終業時刻の記載は確認できるものの、会社が被災者を始め労働者の時間外労働等の時間を把握していたことは認められない。さらに、同部長は、被災者の時間外労働等に対する割増賃金について精算し追加支給した旨述べるが、その事実も確認できない。

ウ 以上を総合すると、本件職務手当が時間外労働等に対する割増賃金に相当するものであることが、真に合意され、また適切に処理されていたとはいえ、さらに賃金規程においても、基本給と時間外労働等の割増賃金に当たる部分とを明確に区分することもできず、本件職務手当が労基法第37条の規定に基づき算定された賃金額を下回っていた場合にはその差額分を支払う旨が合意されているという事実も認められないというべきである。

したがって、当審査会としては、被災者に支払われた本件職務手当を、時間外労働等に対する割増賃金とみることは極めて困難であり、前記賃金規程の規定のみをもって本件職務手当を時間外労働等に対する割増賃金の定額支給分とした監督署長の判断を妥当ということとはできない。

(5) そうすると、当審査会としては、監督署長が上記判断の下に給付基礎日額を算定したことは適切とはいえず、被災者に支給された本件職務手当の実態について更に調査を尽くしてその性格を明らかにした上で、被災者の給付基礎日額を算定する必要があるものと思料する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。